

整理番号 6-1

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	三重小連改産業組合 合同総会 質問会		
年月日	令和元年 6月 1 日～令和 年 月 日	金額	5000 円

目的	在東工法による運営についてもなる実業界の発展を察するための研究
使途	会費
政務活動・県政との関連性	在東工法を審査する際の参考となる。

《領収書貼付枠》

領収証	中澤通訓	様	No.
内訳	但研修会費	金額	10000
現金	3019年 6月 1 日	上記正に領取いたしました	受入印紙
小切手			
手形	395	株式会社	係印
消費税額等(%)			
コクヨ 写ケ-390N			
飲食を伴うため 5000円のみ充当する			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10000 円	100 %	10000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和元年5月13日

静岡県議会議員

中沢 通訓 様

清水建設産業組合
組合長 井上 勝
清水職業訓練協会
協会長 鈴木 明宏

合同総会後の懇親会のご案内

拝啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は組合事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、清水建設産業組合・清水職業訓練協会の第66回通常合同総会を例年どおり行います。ご多忙中のところ恐縮に存じますが、通常総会後の懇親会にご出席いただきたくご案内申し上げます。

敬具

記

日 時 令和元年6月1日（土曜日）

懇親会 18時00分から

会 場 清水グランドホテル

静岡市清水区相生町8-8

TEL 054-352-1221

会 費 10,000円

（通常合同総会は同会場で15時30分より行います）

お手数ではございますが、準備の都合上5月27日(月)迄に ご出席の有無を
「別紙FAX用紙」でお知らせ頂きたくお願ひ申し上げます。

清水建設産業組合
TEL 054-345-7017
FAX 054-345-9939

整理番号

6-2

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 7 9 - 0 0 4

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ管理・更新料 (6 月請求分)		
年 月 日	令和元年 6 月 2 日	年 月 日	金 額 10,000 円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・県政との関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

領収証

No.

中沢事務所 様

元年 6 月 2 日

金額 ￥ 10000

内

但 HANSA(6月2日領取)

消費税等

上記正に領収いたしました

現金		
小切手		

HISAGO #778

marukita きたがわ商店
 静岡市清水区船越 3-8-19 TEL/FAX (054) 357-6594
 北川 昌克



支払者: 中澤通訓

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,000 円	/ 100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6~3

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキ

支 出 証 拠 書

7 8 0 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請賃料等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品代 (ボーカル用)		
年 月 日	令和元年 6 月 6 日 ~ 令和 年 月 日	金 额	172 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使 途	—
政務活動・県政との関連性	—

《領収書貼付枠》

株式会社 リ葉商店

〒421-0858 静岡市葵区伝馬町2-3
TEL:054-251-1048 FAX:054-255-0854
領収書

コード	品名	単価	金額
100-000690-0000	ボーカル用	JJB15 0.7赤	160
20%引	2	80	
外税対象額		160	
消費税(8%)		12	
合計	2点		¥172
		お預り	¥200
		お釣り	¥28

※得失券は税別1000円で一枚発行
(赤札 & セル期間中は発行しておりません)
※お取り寄せ品・オーダーメイド商品は
ご注文受付後、キャンセルできませんので
ご了承ください。
※セル期間中にお買い上げいただいた商品は
不良品以外の返品交換をお受けできません。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	172 円	100 %	172 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6-4

決裁	会派代表者	(阿音B)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	-------	-------	-----	-------	--

使途項目

サーチキー

支 出 証 拠 書

7 8 0 - 0 0 5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料(6月分)		
年 月 日	令和元年 6月 6日～令和 年 月 日	金 額	30,510 円

目的	政務活動に必要な車両のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

01-05-28
 01-05-28
 01-05-29
 01-05-31
 01-06-06 SMBC(ナガニホン) 61,020
 01-06-07

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	61,020 円	1 / 2 %	30,510 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6-5

決 裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
--------	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 0 - 0 0 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話代 (au 6月請求分)		
年 月 日	令和元年6月10日～令和一年月日	金 額	6,269 円

目的	政務活動に使用する携帯電話代
使 途	—
政務活動・県政との関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申しあげます。
お引落口座へのご入金は、お支払日の前日(金融機関営業日)までにお願いいたします。

お支払日	1年 6月 10日	当月ご請求額	59652 円
当月お支払合計額	59652 円	事前お支払額	0 円
		内キャッシング分	円

会員番号
金融機関名
通帳記号
口座名義 中澤 通訓

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残 高(円)	ご請求金額(円)	元 金(円)
通常払い					

ご利用明細

ご利用区分

ご利用区分

10	1	5	9	a u 電話利用料
10	1	5	10	

16355 10.4月分

月初のため、4/1～4/7(西暦)分を除く、 $16,355 \times \frac{23}{30} = 12,538$ 円

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,538 円	1 / 2	6,269 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6-6

決裁	会派代表者	(回 部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	----------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 0 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料(6月分)		
年 月 日	令和元年 6月 9日	年 月 日	金 額 4,968 円

目的	政務活動に必要なコピー機のリース
使途	—
政務活動・県政との関連性	—

《領収書貼付枠》



01-05-28

01-05-28

01-05-29

01-05-31

01-06-06

01-06-07 HC)ヒタチC-NBL

9,936

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a) 9,936 円	按分率(b) 1 / 2	政務活動費支出額(a × b) 4,968 円
	%		

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6-1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書(各種団体会費)

7 7 4 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO天使のはね会費		
年 月 日	令和元年 6月13日～平成 年 月 日	金 額	1,150 円

会の趣旨・目的	障害者、高齢者及び健常者が、地域で共に支えあう福祉を中心とした特定非営利活動を推進し、在宅のまちづくりを目指し、自立生活支援や社会参加支援の活動を推進し地域福祉に寄与する。
会の活動内容等	①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②まちづくりの推進を図る活動 ③子どもの健全育成を図る活動 ④職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
政務活動・県政との関連性	NPOの活動状況や障害者福祉、就業実態を調査研究するとともに、会員の意見や要望等を聴取し、県政における福祉施策の提案等に役立てる。

《領収書貼付枠》

二 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	取扱番号
01-06-13	23357	A93150015
取扱店	シスオカケンヂュウナイ	
払込口座	00810-6	113438
払込金額	*1,000	料金 *1,150
振替受付票		
払込みの証拠とし て大変大切です。 料金等が含まれて います。(ゆうちょ銀行)		
預定年月日 年月日 月日		
支店名 中澤通訓		
入金額 おつり *5,550 *4,400		
“あんしん”&“ペんり”な スマホ決済アリ ゆうちょPay		

印紙託申告納
付につき繩町
税務署承認済

※添付書類: 団体の会則・事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,150 円	/	1,150 円
		100 %	

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人天使のはね定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人天使のはねという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区西高町5番28号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者、高齢者及び健常者が、いつまでも住み慣れた地域で共に支えあう、福祉を中心とした特定非営利活動を推進し、在宅のまちづくりを目指し、自立生活支援や社会参加支援の活動を推進し、地域福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者、高齢者の自立生活支援、及び社会参加支援に関する事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労支援事業及び生活介護事業
- (3) 介護保険法に基づくサービス事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (5) 介護保険法に基づく介護予防居宅サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく第1号事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人等。正会員は総会における議決権を有する。

(2) 後援会員

この法人の目的に賛同し財政的な支援を行う個人及び団体。後援会員は総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の設立趣旨及び目的に賛同し事業に協力できる者であること。
 - (2) 業務上知り得た秘密及び個人情報を漏らさないこと。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。）3人以上
- (4) 監事 1人以上

(役員の選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
 - 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与

えなければならない。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会において人選し、理事長が任命する。

3 顧問は役員を兼ねることができない。

4 顧問は理事会において意見を述べることができる。

5 顧問は理事会の議決権を有しない。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 年度当初の事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案した者の氏名又は内容
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職責を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の年度当初の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。」

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|-----|--------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 0円 |
| | 会 費 | 1,000円 |

(2) 後援会員 会費1口 1,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び收支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年3月31日までとする。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏 名
理事長	水野 昌子
副理事長	影山 直子
副理事長	成岡 敏雄
理事	橋本 正夫
理事	若杉 玉枝
理事	村松 智恵子
監事	青木 正
監事	[REDACTED]

整理番号 6-8

決 裁	会派代表者	(阿 部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
--------	-------	----------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774-003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請料等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	<u>茶道運営との会合・研究</u>		
年月日	令和元年6月15日	年月日	金額 200 円

目的	伝統文化の発展について研究
使途	駐車代金
政務活動・県政との関連性	文化の発展とまちを一茶葉の歴史探究する。

《領収書貼付枠》

静岡市出納員

静岡"サニ"ズ(株)代表取締役

静岡市清水駅東口駐車場

領 収 証

入庫日時 2019年06月15日 09時43分
精算日時 2019年06月15日 10時29分
No.31-000003 券No.11-551841

駐車料金(例) 200円

料金計 200円

投入現金 200円
釣銭額 0円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	200 円	100 %	200 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-2号

整理番号

6-1

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

7 7 4 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	次郎長翁を知る会 会費		
年 月 日	令和元年 6 月 / 15 日	～ 令和 年 月 日	金 額 2,000 円

会の趣旨・目的	次郎長翁の生涯に関する調査・研究によりその正しい実像を後世に伝えるとともに、観光資源の開発と振興によって地域の活性化を図る。	
会の活動内容等	① 次郎長翁の生涯に関する調査・研究 ③ 次郎長翁に関する古文書の収集 ⑤ 観光宣伝事業への協力	② 次郎長翁に関する講座の開催 ④ 次郎長翁に関する刊行物の発行 ⑥ その他本会の目的を達成する必要な事項
政務活動・県政との関連性	地域の先人の生涯を調査研究するとともに、広く県民にアピールし、県政における観光資源としての活用を図る。	

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

※添付書類: 団体の会則・事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000 円	/ 100 %	2,000 円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

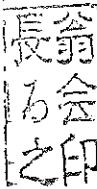
領 収 書

No.25

中澤 通訓 様

一金 2,000 円

但し、令和元年度次郎長翁を知る会年会費として

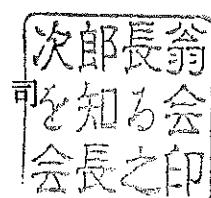


上記のとおり領収いたしました

令和元年 6月 15日

次郎長翁を知る会

会長 山田 健



次郎長翁を知る会 会則

(名称)

第1条 この会は、「次郎長翁を知る会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、(公財)するが企画観光局清水事務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、次郎長翁の生涯に関する調査・研究によりその正しい実像を後世に伝えるとともに、観光資源の開発と振興によって地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 次郎長翁に関する調査、研究。
- (2) 次郎長翁に関する講座の開催。
- (3) 次郎長翁に関する古文書の収集。
- (4) 次郎長翁に関する刊行物の発行。
- (5) 観光宣伝事業への協力。
- (6) その他、本会の目的を達成するための必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は、本会設立趣旨に賛同する個人及び法人をもって会員とする。

(会費)

第6条 本会の経費は、会費、賛助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- | | | |
|--------|-----------|--------|
| (1) 会費 | 個人会員 1口年額 | 2,000円 |
| | 法人会員 1口年額 | 5,000円 |

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 最高顧問 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 会長 1名
- (5) 副会長 若干名
- (6) 会長補佐 1名
- (7) 理事 若干名
- (8) 参与 若干名

(9) 運営委員 若干名

(10) 会計 1名

(11) 監事 2名

(任期)

第8条 本会の役員選出及び任期。

(1) 会長は、総会において選出する。

(2) その他の役員は、会長が委嘱する。

(3) 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会は、年1回会長が招集する。

(2) 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(3) 運営委員会は、必要に応じ会長が招集する。

(4) 会議の議長は、会長をもってあてる。

(5) 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、委任状をもって出席とみなす。

(6) 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第11条 本会は、会長の指示により運営する。

附 則

1 この会則は、平成4年5月6日から施行する。

2 この会則は、平成7年6月12日から施行する。

3 この会則は、平成12年6月12日から施行する。

4 この会則は、平成30年6月10日から施行する。

様式第1-1号

整理番号

6-10

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 1 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 一中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	光熱水費(電気代・水道代・)		
年 月 日	令和元年 6月 17日～令和 年 月 日	金 額	1660 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

01-531 カード
 01-531 カード
 01-531 支払機
 01-610 振込6
 01-610 為替手数料
 01-612 口座振替3
 01-613 預金機
 01-617 水道 *3320 リスクオフスイットウ
 01-621 支払機
 01-627 電気
 01-627 振込6
 01-628 振込2

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	3320 円	1/2 %	1660 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6-11

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請説明等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	<u>しいたけ生産者大会、意見交換</u>		
年月日	令和元年6月20日~令和 年 月 日	金額	850 円

目的	しいたけ生産者大会、生産者の意見交換
使途	東名代金
政務活動・県政との関連性	幹事会開催料金として、運送料金として 会員料金である。

《領収書貼付枠》



手用誓明書

料金所 お問い合わせは、中日本高速道路セントラル
フリーダイヤル 052-220-9222-229
上記番号をご使用下さい。お名前(または
TEL) 052-220-9229(有料)

通行料金
(札幌)
一入口料金所
19年 6月 20日 12時03分
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 207-00031146-00

清水
ETC 有効期限 2021年12月
会員番号 (支払) 1回払い
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 207-00031146-00

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	850 円	100 %	850 円

* 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6-12

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

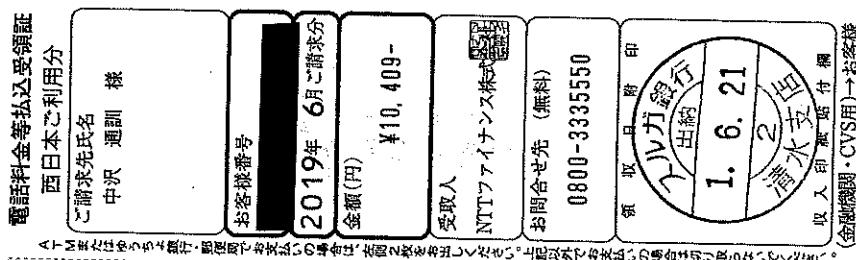
7 8 0 - 0 0 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請交渉等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 (NTT 6月請求分)		
年 月 日	令和元年 6月 21 日～令和 年 月 日	金 额	5204円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使途	—
政務活動・県政との関連性	—

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で按分	10409 円	1/2 %	5204.5 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-2号

整理番号

6-13

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

7 7 4 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	静岡商工会議所異業種企業交流会会費		
年 月 日	令和元年 6月21日	～ 令和 年 月 日	金 額 10,000 円

会の趣旨・目的	静岡市内の中小企業の振興を目的に、異業種間の交流を通じて、 ① 情報、技術などの交換により、相互交流事業の推進 ② 経営意識の高揚と経営ノウハウの構築を図る。
会の活動内容等	① 情報、技術等の交換のための定例会、交流会等の開催 ② 新技術開発に関する講演会、研究会並びに経営研究会等の開催及び視察の実施 ③ その他、本会の目的達成のための事業
政務活動・県政との関連性	異業種間交流を通じ、まちづくり等地域の振興、県政の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

振込金
(兼手数料) 受取書

平成 年 月 日				
金額		¥10,000		
先方銀行		静岡銀行 呉服町支店		
お受取人	預金種目	普通預金	口座番号	1799057
おなまえ	静岡商工会議所異業種企業交流会 様			
ご依頼人	おなまえ	(フリガナ) 中澤 通訓 様		
	おところ	静岡市清水区相生町7-26 (電話) - -		

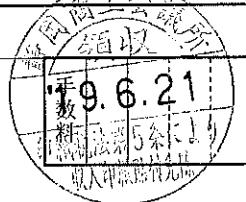
〔備考〕異業種企業交流会年会費として

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) _____ 銀行

_____ 店

(取扱店→依頼人)



※添付書類: 団体の会則・事業概要・その他

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	/	
		100 %	10,000 円

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

静岡商工会議所 異業種企業交流会 規約

1条（名称） 本会は、静岡商工会議所 異業種企業交流会といい、事務局を静岡商工会議所清水事務所内に置く。

2条（目的） 本会は、下記の目的により事業を行う。
静岡市内の中小企業の振興を目的に、異業種間の交流を通じて
①情報、技術などの交換により、相互交流事業の推進
②経営意識の高揚と経営ノウハウの構築を図る

3条（事業） 本会は、前記の目的達成のために次の事業を行う。
①情報、技術等の交換のための定例会、交流会及び懇親会の開催
②新技術開発に関する講演会、研究会並びに経営研究会等の開催及び視察の実施
③その他、本会の目的達成のための事業

4条（会員） 本会の会員は、本会の主旨に賛同する静岡市内に事業所を有する企業の経営者または社員（事業所会員）その他役員会の承認を得た者（個人会員）とするが、各事業年度を以って解散し、各事業年度開始と同時に新たに編成する。

- 2 本会に特別会員、賛助会員を会員の総意により置くことができる。
- 3 本会の会員は積極的に事業に参加すると共に、本会の運営にも参画していくものとする。

5条（役員） 本会に次の役員をおく。代表幹事1名、副代表幹事若干名、幹事若干名、会計監事1名。役員は、各年度最初の定例会において会員の中より互選によって決め、その任期は1年とする。

6条（顧問） 本会に、顧問をおくことができる。顧問は、本会の目的達成について必要な事項についての諸間に応じる。

7条（助言者の委嘱） 本会にコンサルタント、技術者等の助言者を委嘱することができる。

8条（会費） 入会金及び年会費は、役員会において定める。また、必要と認められた場合は、代表幹事の承認を得て、別途会費を徴収することができる。また、特別会員、賛助会員の会費は役員会に図り、会員の承認を得て定める。

9条（入会） 本会への入会は、隨時受け付け、入会申込書に年会費を添えて申込む。

10条（退会） 本会の退会は自由とする。但し、すでに支払われた年会費については返却しない。

附則 この規約は、平成22年5月26日から施行する。

会 費 額 表(内規)

1. 事業所会員

1事業所3名までとし、年会費は30,000円とする。
3名を超える場合は1名あたり、15,000円を追加する。

2. 個人会員

個人会員の年間会費は、10,000円とする。

3. その他

会員以外の者が参加する場合、適宜、参加会費を徴収する。

平成20年5月28日会費改正

様式第1-1号

整理番号

6-14

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

7 8 1 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請賛同等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所駐車場代 (7 月分)		
年 月 日	令和元年 6月25日	～ 令和 年 月 日	金 額 5,000 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・県政との関連性	—

《領収書貼付枠》

領收書貼付枠

上記正に領収いたしました

★ ￥ 10,000

但し、支拂は 10,000円

内訳

取扱い	税抜金額
税込金額	消費税額等(%)
合計金額	10,000円

当該用紙を用いて
印字して下さい。

印字用紙

用紙番号 マーク1097

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,000円	1/2	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 7 8 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読(静岡、朝日、農業新聞)		
年月日	令和元年6月26日～令和 年 月 日	金額	9,640 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	元年6月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
			/
全て政務活動にかかる ものである。	9,640 円	100 %	9,640 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

6-F02 0202 2019年 6月分 領收証

読者No. [REDACTED]

中沢 通訓 様

銘柄	部数	金額	合計
静岡新聞	1	2980	2,980 円
(消費税込)			

6/26 株式会社シニブ新聞

梅雨の晴れ間に夏を感じるこの頃店 静岡市清水区大手一丁目1番地
ですが、体調など崩されませぬよう (TEL) 366-1577 (FAX) 366-9289
くれぐれもご自愛下さい(^o^) (フリーダイヤル) 0120-1577-01

担当者 : [REDACTED]

領收証		中沢 通訓 様		
支店	区域	順路	No.	
05	007	265	[REDACTED]	
銘柄	部数	金額(円)	備考	領收金額(含消費税)
朝日新聞	1	4,037		6,660 円
農業新聞	1	2,623		
2019年 06月分				
領収致しました。 2019年 6月 26日				
有限会社 石原新聞店  静岡市清水区江尻東1-1-10 桜ヶ丘支店 352-1914 フリーダイヤル 0120-107-466 本店 054-366-1074 ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。				

整理番号

6-16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

7 7 4 - 0 0 1

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO法人森は海の恋人会費		
年 月 日	令和元年 6月 28日～令和 年 月 日	金 額	10,150 円

会の趣旨・目的	「森は海の恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊穫な海の恵みを将来に渡って多くの人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 森づくりに関する事業 ② 自然環境保全に関する事業 ③ 環境教育に関する事業 ④ 国内外の団体との交流を促進する事業 ⑤ 前述の各事業に関する情報を提供する事業 ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	自然環境を守ることは、地域住民にとって住み良い地域づくりに必要な事柄である。 本会からの情報や参加会員との意見交換を通じて得た知識を県民に広報するとともに、本県の環境施策向上に役立てる。

《領収書貼付枠》

二 利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-06-28	23362	A93230007
取扱店	シミズ・アイオイ	
払込口座	022000-7	108553
払込金額	* 10,000	料金 * 150
振替受付票	払込みの証拠と なるものに保有し て下さる大変嬉しい。 料金等が含まれて います。(ゆうちょ銀行)	
入金額	* 10,150 * 0	

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他（ ）

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,150 円	/	10,150 円
		100 %	

※按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 森は海の恋人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森は海の恋人という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市唐桑町西舞根 133 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三陸牡蠣養殖の主要地である気仙沼湾とそこに注ぐ二級河川である大川を舞台とし、「森は海の恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊饒な海の恵みを将来に渡って多くの人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 國際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 森づくりに関する事業
 - ② 自然環境の保全に関する事業
 - ③ 環境教育に関する事業
 - ④ 国内外の団体との交流を促進する事業
 - ⑤ 前述の各事業に関する情報を提供する事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体のうち、法人の運営及び事業に参加するもの。総会における議決権を有する。

(2) 賛助会員 この法人を支援する目的で入会した個人及び団体。総会における議決権を有しない。

(3) その他の会員

2 前項第3号に定める会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、) その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に問わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

- 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う收支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	島山重篤
副理事長	島山信
理事	安田喜憲
理事	田中克
理事	吉川嘉彦
理事	大村隆男
監事	鈴木健一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 22 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員「年会費」
 - ・ 個人 10,000 円
 - ・ 団体 50,000 円
 - (2) 賛助会員「年会費」
 - ・ 個人 3,000 円
 - ・ 団体 30,000 円

【ご入会・ご寄付について】

森は海の恋人では、活動の趣旨に賛同していただける方のご入会、ご寄付を随時募集しております。私たちは、皆様からのご支援によつて豊かな自然を守り、自然に心を向けられる子供たちを育てる活動を行っております。普段ははしく活動に参加できない方でも、会員登録なることで森は海の恋人の活動を支援することができます。ぜひ私たちの活動をご支援ください。

NPO法人 森は海の恋人
理事長 富山重篤



私たちが『牡蠣の森を裏う会』を結成し、すでに30年の歳月が過ぎようとしています。

『森は海の恋人運動』によつて人々の心に植えられた木は、この地域の森と共に力強く枝を伸ばしまさました。豊かな海を守るために森を大切にするという活動は、全国各地に広がる大きな運動となっています。

2011年に発生した東日本大震災では、当地の沿岸地域は壊滅的な被害を受けました。しかし、そこには漁師が「もう海では生きられない」とさえ思いました。しかし、その後もアワビなどしていまいはやくに回復し、ウニもアワビも速に足されたのも、森から運ばれてきた回復が迅速な養分が豊かになりました。こうした自然が海と人間の生活の間違つかり方を考え続けてきました。我々の活動は、間違つ

ていなかつたのです。

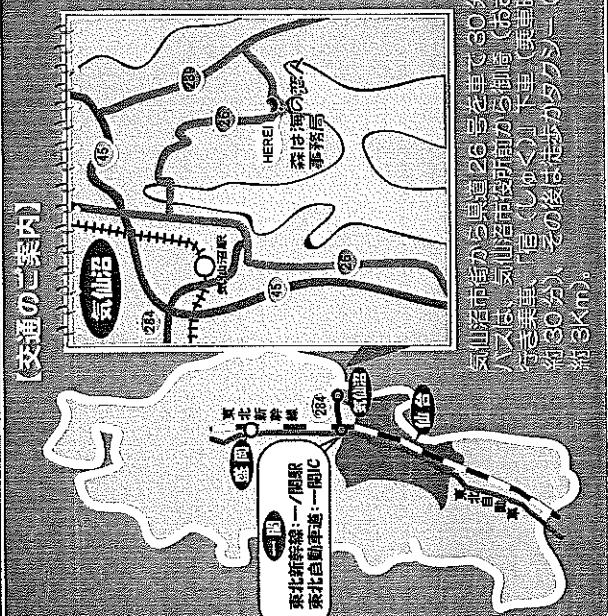
森・里・海の関わりを限りなく自然に近づけるのは、そこに生きる人間の責任です。いかにも豊かな自然があるとも、そこに生活する人間の心持次第では、まったく異なった様相を呈すことがあります。まさに森には海と人間の生活の間に違つかり方を考え続けてきました。つまり、視野に入れるものは、そこには生きる時には海と人間の繋がりを意識できることです。

忙しい日々のふとした瞬間にでも、自然の繋がり一森は海の恋人一に心を寄せください。

年会費	個人年会費	団体年会費	備考
正会員	10,000円	50,000円	終会議決権有り
賛助会員	3,000円	30,000円	
※正会員・賛助会員ともに会報「下ノ毎二居リマス」、ニュースレター「舞根だより」を贈呈送付いたします。			
年会費・ご寄付の送金口座			
ご入金	郵便振込	02200-7-108553	加入者名(印)
ご寄付	郵便振込	02210-0-116473	トクモハミノコイヒト(ヰル)
※振込用紙にご住所、ご氏名、電話番号を忘れずに記入ください。			
※会員の入会及びご寄付は、下記のインターネットサイトからカード決済でも行えます。 https://kessalcanpan.info/org/moriumi/			

The forest is longing
for the sea.
the sea is longing
for the forest.

NPO法人
森は海の恋人



153-1, Nishi Moun
Karakawa-cho,
Kesennuma,
Miyagi, Japan

NPO法人 森は海の恋人
〒988-0582
宮城県気仙沼市唐桑町東舞根2-12
電話 0226-31-2751
FAX 0226-31-2770
e-mail info@noriumi.org
ホットライン <http://www.moriumi.org/>
FBページ <https://www.facebook.com/moriuminokobito>

お問い合わせ先

人と人、人と自然の繋がり

The forest is longing for the sea, the sea is longing for the forest.

「森は海の恋人運動」は、「豊かな海を守るために、漁師が川の流域に住む人びとと共に山に木を植える活動」として30年前に始まりました。

NPO法人森は海の恋人の活動の原点は、人々の生活と自然の営みの繋がりを一人でも多くの人に伝えることです。



活動の展開

NPO法人森は海の恋人人は、人と自然のつながりを体験的に学習できる環境教育を主軸に、森づくり、自然環境保全といった3分野の事業を展開する団体です。

豊かな天然の良港へ気仙沼へ
気仙沼は三陸リニアス式海岸の中央に位置する波静かな天
恵の良港です。カツオの本場量は日本一を誇るなど、古くか
ら近海、遠洋漁業の基地として栄えてきました。波静かな入
り江は養殖漁場としても豊饒であり、近年ではカキ、ワカメ
やホタテなどの養殖が盛んに行われています。

自然環境の汚染と影響

しかし、昭和40年～50年代にかけて気仙沼湾の環境は
悪化しました。赤潮が発生し湾内はまるで醤油を流したよう
な茶色の毎ことなったのです。
1匁のカキは呼吸のため1日200リットルもの海水を
吸っています。海水と一緒に込んだプランクトンがカキの
餌になります。赤潮の発生により、プロロセントラルミカン
スピという赤潮プランクトンを吸ったカキの身は赤くなり、「血
カキ」と名付けられ、全く売り物にならず廃棄処分されまし
た。

原因は水産加工場から垂れ流される汚水、一般家庭からの
雑排水、農業現場で最も重要な肥料の使用、手入れのされてい
ない針葉樹林からの赤土流出など、多岐に渡っていました。
また、総合行政と呼ばれる行政システムでは、森・川・海を別々
のものとして捉えていたため、気仙沼湾に森の養分を運ぶ大
川の河口から僅か8キロ地点で、ダム建設によって持ち上
がっていました。我々の轟りとしてきた豊かな海が、大きな
危機に直面したのです。

「牡蠣の森を累う会」の結成、活動の開始
牡蠣の漁場は世界中、川が海に注ぐ汽水域に形成されています。川が運ぶ森の養分がカキの餌となる植物プランクトンを育んでいるからです。
そこで、川の流域に暮らす人々と、面倒見を共有しなければ、きれいな海は帰ってこないことを誓りました。

「大川上流の室賀山に自然界の母である落葉広葉樹の森を
創ろう」そこで集まつた仲間で「牡蠣の森を累う会」が作
られたのです。平成元年から植樹祭が続けられ、これまで約
5万本の落葉広葉樹の植樹が行われました。

また、川の流域に暮らす子供たちへの環境教育的重要性を
感じ、平成2年から体験学習を開始しました。今まで招いた
子供たちは、20,000人を超えます。

現在、森は海の恋人運動は、小・中・高等学校の教科書で
も取り上げられ、全国に広がっています。
NPO法人「森は海の恋人」設立へ

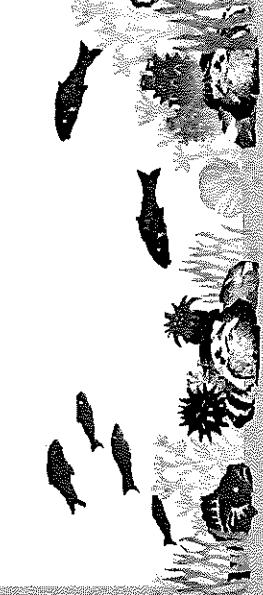
「牡蠣の森を累う会」の活動を通じ、多くの方々にこの活
動を知つて頂くことで、まずは当初の目的を十分に果たすこ
とができると感じています。

他方で、この活動の継続と発展を望まれる声を大変多く貢
献しましたが、現状維持が精一杯という状況もあり、積極的
に対応することが出来ませんでした。
そこで、この活動に対しても年々高まっている社会のニーズ
に対応し、次世代の再出発と新たな展開を意図して特定非
営利活動法人(NPO)の設立に至りました。

環境教育事業では、次世代を担う子ども達のための宿泊型
体験学習(『森は海の恋人子どもスクール』)などを実施し、
多くの子ども達に自然を感じ、自然を知る機会を提供。自然
環境保全事業としては、各種の自然環境調査を行い、その結
果をもとに自然と共生するまちづくりについて提言を行って
います。

未来に向けて

東日本大震災以降、地域の状況は一変しました。巨
大津波の直後、生き物は消え、海は死んだものと皆が
思いました。しかし多くの生き物たちは、私たちが想
像しなかった勢いで戻ってきたのです。
现在我々は、あれほどの被害から立ち直ることの
できた生き物たちの強さと尊さを地域の子ども達に伝
えるとともに、地域の方たちと協力し、新たな地域づくりにも取り組ん
であります。豊かな自然を次世代に残せるかどうかは、
その土地に暮らす人びとの意識にかかっていると言つ
ても過言ではありません。



整理番号

6-17

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

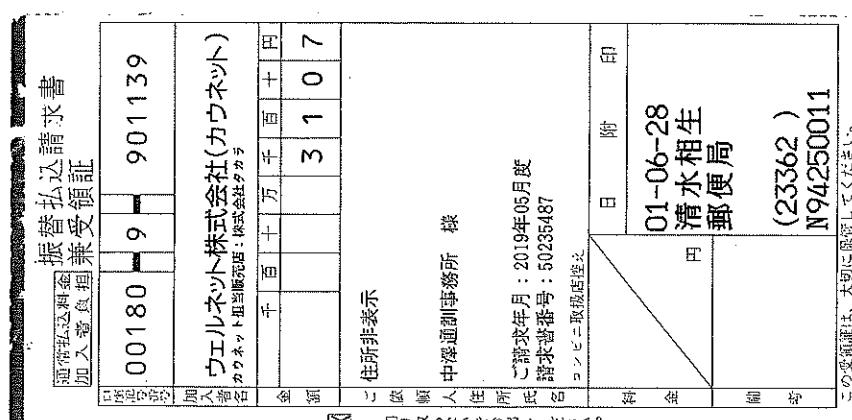
7 8 0 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 一中 澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品代(カラネット) 200-1甲紙		
年 月 日	令和元年6月28日~令和 年 月 日	金 額	309 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	一
政務活動・県政との関連性	一

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	310 円	/	310 %

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号

6-18

決裁	会派代表者	(回音)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 0 - 0 0 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 一中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請交渉等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	インターネット接続料(6月請求分)		
年 月 日	令和元年6月28日	年 月 日	金額 1,998 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。																		
使途	—																		
政務活動・ 県政との 関連性	—																		
△会員登録	<p>いつもご利用いただき誠ありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手元ともとの、お客様とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願い申しあげます。</p> <table border="1"> <tr> <td>お問合せ番号</td> <td>2019年 6月 28日</td> </tr> <tr> <td>お支払い日</td> <td>今月のお支払い金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,998 円</td> </tr> </table> <p>※お支払い口座へのご入金は、お支払い日の前営業日までにお願いいたします。</p> <p>お支払い口座</p> <table border="1"> <tr> <td>金融機関名</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>預金種目</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td>ナカサハワ ミチノリ</td> </tr> </table> <p>◆お支払いについてのお問合せ [REDACTED]</p> <p>日専連 静岡 〒420-0031 静岡市葵区吳服町2-7-26 TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7710 【お問合せ時間】10:00～17:00</p> <p>◆Webお支払いについてのお問合せ [REDACTED]</p> <p>Webしづおか ☎ 0120-224-260 〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 TOKAIビル 【お問合せ時間】9:00～18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)</p> <p>◆Web閲覧への切替のお手続きについて [REDACTED]</p> <p>日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「案内書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。 下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いします。 http://www.nissenren-shizuoka.co.jp ※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から案内書でのご利用明細書の発送を停止いたします。葉書が必要な方は「Web」「紙」とともにご選択ください。</p>			お問合せ番号	2019年 6月 28日	お支払い日	今月のお支払い金額		1,998 円	金融機関名	[REDACTED]	支店名	[REDACTED]	預金種目	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]	口座名義	ナカサハワ ミチノリ
お問合せ番号	2019年 6月 28日																		
お支払い日	今月のお支払い金額																		
	1,998 円																		
金融機関名	[REDACTED]																		
支店名	[REDACTED]																		
預金種目	[REDACTED]																		
口座番号	[REDACTED]																		
口座名義	ナカサハワ ミチノリ																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,998 円	/ 100 %	1,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

様式第1-1号

整理番号

6-19

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 1 - 0 0 2

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 一中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	光熱水費(電気代・水道代・)		
年 月 日	令和元年 6月27日～令和 年 月 日	金 額	9528 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

01-531 カード
 01-531 カード
 01-531 支払機
 01-610 振込6
 01-610 為替手数料
 01-612 口座振替3
 01-613 預金機
 01-617 水道
 01-621 支払機
 01-627 電気
 01-627 振込6
 01-628 振込2

*19.057 | チラフテヨリヨク

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	19.057 円	1/2 %	9528.5 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ中澤通訓)

774001

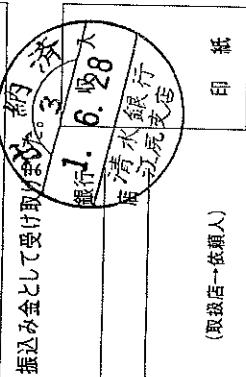
経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	清水・ストックトン友好市民の会会費		
年月日	令和元年6月28日	年月日	金額 2000 円

会の趣旨・目的	西市の友好を深め、教育、経済、文化等の交流に寄与する。
会の活動内容等	市民に対する都市間交流の活性化、若手学生往来の相互交流事業
政務活動・県政との関連性	地方都市の交流による市民とのつながりをより深め、意味を持たせ、躍進への動力づけに寄与する。

《領収書貼付》

振込金受取り書

年 6 月 28 日	金額	清 水 銀 行 本 店
	百 万 千 百 十 二 〇 〇	
先方銀行	清水・ストックトン友好市民の会	
お受取人会	長 周 望 弘 敏	
ご依頼人	中澤通訓	
備 考		



※添付書類: 団体の会則・事業概要・その他()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000 円	100 %	2,000 円

清水・ストックトン友好市民の会

1 会則

(名称)

第1条 本会は、清水・ストックトン友好市民の会（略称S・S友好市民の会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、静岡市国際交流協会のもと、両市民の友好親善を基調として、教育、経済、文化等の幅広い交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 市民に対する都市提携の趣旨の普及
- (2) 各種親善事業の企画立案及び実施
- (3) 静岡市国際交流協会からの要請を受けた事業
- (4) その他必要な事業

(組織)

第4条 本会は、姉妹都市ストックトン市との交流に関心のある者で組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
理事	若干名
会計監査	2名

2 本会に必要と思われるときは、顧問を置くことができる。この場合顧問は会長が委嘱する。

第6条 会長は本会を代表し会務を経理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は会計事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会長及び副会長を補佐し、本会の運営に当たる。
- 5 会計監査は会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。
2 役員は、任期を終了した後であっても、新役員が選出されるまでは、その責を負うものとする。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は総会及び理事会とする。
2 毎年1回定期総会を開催し、会長がこれを召集する。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

- 3 理事会は必要な都度会長が招集する。
- 4 会長は会長とする。
- 5 各会議は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは会長が決するものとする。

(付議事項)

第9条 総会に付議する事項は、次の通りとする。緊急を要する場合等には、理事会において処理できるものとする。

- (1) 予算決議に関すること。
- (2) 事業計画、事業報告に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他重要な事項。

2 理事会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画の立案、予算案の構成に関すること。
- (2) その他、本会事業の運営に関すること。

(会費)

第10条 本会加入者は次の区分により会費を納めるものとする。

- | | | |
|-----------------------|--------|---------|
| (1) 学生会員（中学生、高校生、大学生） | 年額 | 1,000円 |
| (2) 一般会員 | 年額 | 2,000円 |
| (3) 賛助会員 | 年額（1口） | 10,000円 |

(会計)

第11条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、今年度は田中副会長宅に置く。

(雜則) この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

附 則

- 1 この会則は（第13条の事務局を総務課から清水市国際交流協会とする）平成7年4月1日から施行する。
- 2 この会則は（第13条の事務局を清水市国際交流協会から静岡市清水国際交流協会とする）平成15年4月1日から施行する。
- 3 この会則は（第13条の事務局を静岡市清水国際交流協会から田中副会長宅とする）平成16年4月1日から施行する。
- 4 この会則は（第13条の事務局を田中副会長宅から馬場会長宅とする）平成23年4月1日から施行する。
- 5 この会則は（第3条の事務局を馬場会長宅から田中副会長宅とする）平成26年4月1日から施行する。

様式第1-1号

整理番号

6-21

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 7 4 - 0 0 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和元年 6月 3日～令和元年 6月 11日	金 额	1800 円

目的	県の施策、主要事業等の内容・進捗状況などの聴取及び関係書類の整理
使 途	交通費（電車・バス代）
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、主要事業等の内容や進捗状況を確認し、議会質問や政策提言に活かす。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,800 円	/ 100 %	1,800 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

別紙

No.	月 日	用 件	金額(円)
1	6月3日	貿内打合せ	600
2	6月6日	滞納 整理料構打合せ	600
3	6月11日	式会	600
4	月 日		
5	月 日		
6	月 日		
7	月 日		
8	月 日		
9	月 日		
10	月 日		
11	月 日		
12	月 日		
13	月 日		
14	月 日		
15	月 日		
16	月 日		
17	月 日		
18	月 日		
19	月 日		
20	月 日		
合 計			1,800

個別履歴照会

作成日時：2019年07月03日 15:42

定期券種 (申請)	定期券種 (着) 停留所(発) 停留所(着)	定期属性 (停止)	発行日	割引 割引 (着)	適用期間 停留所(発) 停留所(着)	経由 経由	支払方法		
							金額	残額	未了
一件明細D									
2788	2019/06/11 21:01	自動改札機	SF利用	○ ¥300					
2787	2019/06/11 20:37	自動改札機	SF利用	○ ¥0					
2786	2019/06/11 10:37	自動改札機	SF利用	○ ¥300					
2785	2019/06/11 10:13	自動改札機	SF利用	○ ¥0					
2784	2019/06/06 20:15	自動改札機	SF利用	○ ¥300					
2783	2019/06/06 19:51	自動改札機	SF利用	○ ¥0					
2782	2019/06/06 14:23	自動改札機	SF利用	○ ¥300					
2781	2019/06/06 13:56	自動改札機	SF利用	○ ¥0					
2780	2019/06/03 20:29	自動改札機	SF利用	○ ¥300					
2779	2019/06/03 20:01	自動改札機	SF利用	○ ¥0					
2778	2019/06/03 20:00	券売機	チャージ	¥2,000					
2777	2019/06/03 12:43	自動改札機	SF利用	○ ¥300					

整理番号

6-22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書(自動車燃料代)

【 6月分】 180004
6/29 (会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ・中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離(km)	積算方法※	充当額(円)
事務費	172	18 円 × 172 km / km	17496

※単価による充当方式 : 単価(円) × 走行距離(km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額(円) × 走行距離(km) / 総走行距離(上記C)(km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額(円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った(充当した)ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	17,496 円	100 %	17,496 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
6月1日	三浦水 - 鶴岡 - 小島 宿泊場所: フェアモード 天気: ~C		85
2	庵原 - 園 - 入江 - 三保 - 小島 宿泊場所: 健康伝統館 天気: ~C		92
3	三保 - 鶴岡 宿泊: みやび		21
6	庵原 - 鶴岡 天気: ~C		38
8	有度 - 伊豆 - 鶴岡 宿泊: 高木文		25
9	蒲原 - 伊豆 - 三保 宿泊: 高木文 天気: ~C		67
10	伊豆 - 有度 - 高木 宿泊: 道路 天気: ~C		55
12	園 - 庵原 宿泊: 道路		41
13	折戸 - 鶴岡 宿泊: 道路		46
14	鶴岡 - 有度 - 伊豆 - 两河内 - 鶴岡 宿泊: 高木文 天気: ~C		78
15	江尻 - 园 - 鶴岡 宿泊: 道路 天気: ~C		47
16	不二園 - 伊豆 - 江尻 - 折戸 宿泊: フェアモード 天気: ~C		39
17	鶴岡 - 园 宿泊: フェアモード		18
18	三保 - 鶴岡 宿泊: 政治 天気: ~C		47
20	遠津 - 三保 宿泊: フェアモード		77
22	伊豆 - 鶴岡 - 三保 宿泊: 教育 天気: ~C		58
25	蒲原 文化		37
28	庵原 - 两河内 宿泊: フェアモード 天気: ~C		67
29	庵原 地政文化		38
合 計			972

整理番号

6-23

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目

サーチキー

支出証拠書

7 8 2 - 0 0 1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請賛同等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	職員給与(6月分)		
年月日	令和元年6月1日～令和2年6月30日	金額	42,900 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

〔領収書貼付枠〕

単価
858円

給料支払明細書

(元年 6月分)

基 動 日 数 量	月 曜 日	20 日
勞 勤 時 間	/ 時 分	10 時 分
所定時間外労働	/ 時 分	時 分
支 給 額	基 本 給	85800
	所定時間外賃金	
	家 族 手 当	
	給 額	
	交 通 費	85800
	合 計	85800
	健 康 保 険 料	
	介 護 保 険 料	
	控 売 生 年 金	
	雇 用 保 険 料	
	所 得 税	
	住 民 稅	
	除 領	
	前 払 金	85800
	合 計	85800
	差 引 支 給 額	85800

(事業所名)

○印

コクヨ シンル113N

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で按分	85800 円	1 / 2 %	42,900 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

会派補充様式

政務活動事務雇用者出勤簿

6月分	氏名		
政務活動業務内容	政務活動関係書類作成 政務活動事務処理・事務連絡・来客応対		
日	曜日	日付区分(○等で表示)	勤務時間数
1	土	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
2	日	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
3	月	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
4	火	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
5	水	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
6	木	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
7	金	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
8	土	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
9	日	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
10	月	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
11	火	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
12	水	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
13	木	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
14	金	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
15	土	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
16	日	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
17	月	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
18	火	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
19	水	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
20	木	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
21	金	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
22	土	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
23	日	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
24	月	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
25	火	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
26	水	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
27	木	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
28	金	●勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	5
29	土	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
30	日	・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
31		・勤務日 休日(非勤務日を含む) 年次有給休暇	
計		100	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年6月
ふじのくに県民クラブ 湘南支部

* 証明は、雇用主が署名して押印する。